

「廃家電回収運搬システム兵庫方式」 を推進しています

協会では、平成13年4月に施行された特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法^{*})の円滑な推進に向け、兵庫県電機商業組合の委託を受けて、「廃家電回収運搬システム兵庫方式」の運営管理を行っています。

廃家電回収運搬システム兵庫方式とは…

廃家電のリサイクルを円滑に進めていくためには、消費者の理解と協力を得ることが最も重要であるという認識の下、

- ①消費者に分かりやすい引き取りルート(すべての対象機器を販売店が引き取る)を構築する
 - ②廃家電を広域的に回収することにより、消費者の負担する回収・運搬費用の軽減化を図る
- という2つの原則を具体化したシステムにより運用しています。

兵庫方式の大きな特徴は、販売店が法で定められた引き取り義務のある同種の家電の買い替えの場合および、過去に販売したものの以外の引き取り義務のない対象機器の場合でも、原則として引き取ることができることです。つまり、本来ならば、買い替えの際にしか引き取りをしてくれない廃家電を、それ以外の場合でも引き取ってもらえるというシステムです。もちろん、消費者(排出者)は、運搬料金とリサイクル料金を支払う必要があります。回収された廃家電は、再商品化工場に運ばれ、新しい商品に生まれ変わります。眠っている廃家電があれば、協会の資源循環部、もしくは各自自治体の廃棄物担当窓口にお問い合わせください。

廃家電回収量の推移

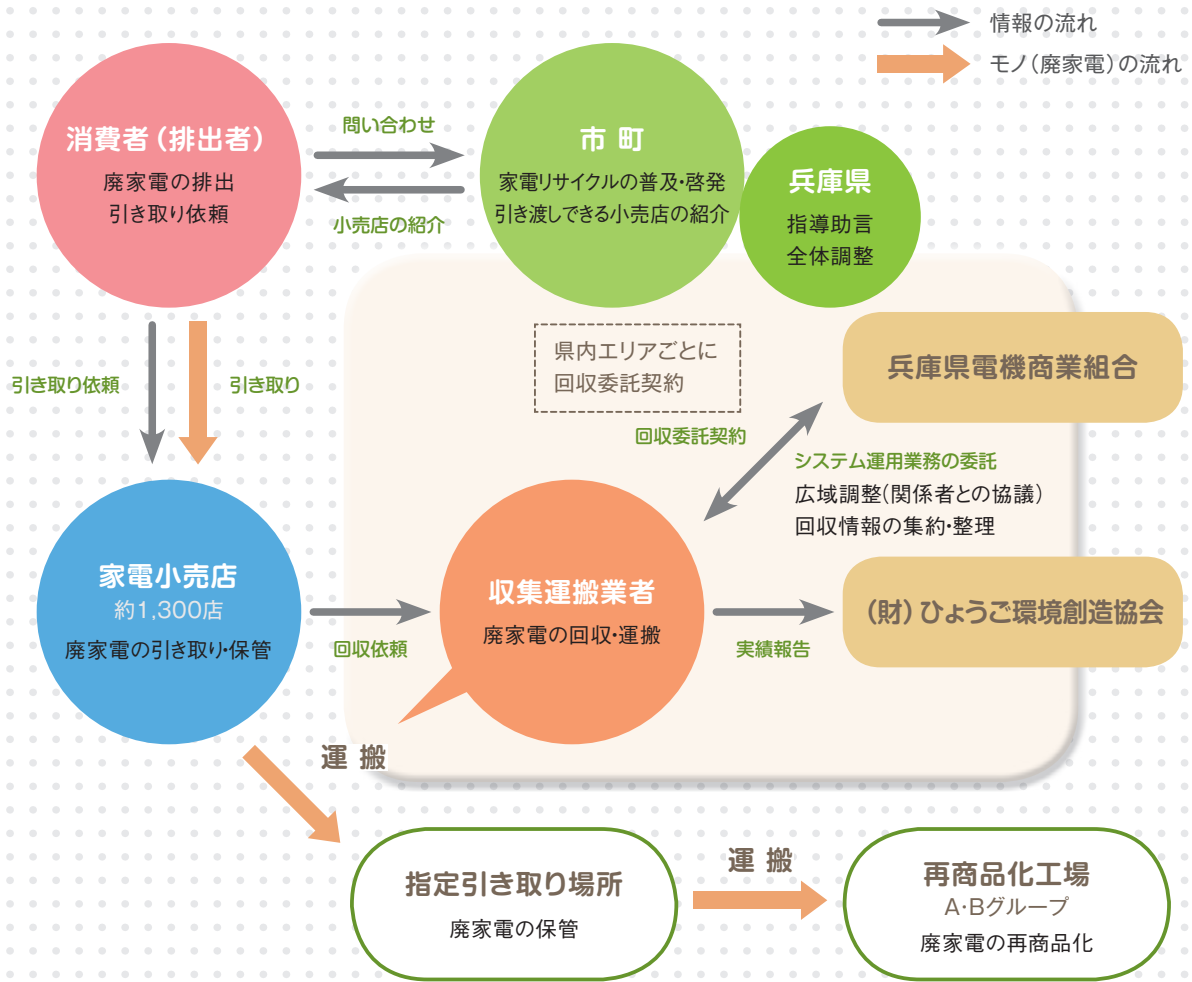
兵庫方式による回収量は、システムの運用が開始された13年度の3万5千台から、14年度4万台、15年度4万1千台、16年度4万3千台と、徐々に増加。しかし、それ以降、17年度3万6千台、18年度3万2千台、19年度2万8千台、20年度2万5千台と、減少していました。

ところが、家電エコポイント制度の導入とテレビのデジタル化に伴って買い替えが進んだことなどにより、21年度は4万3千台と、大きく増加しました。



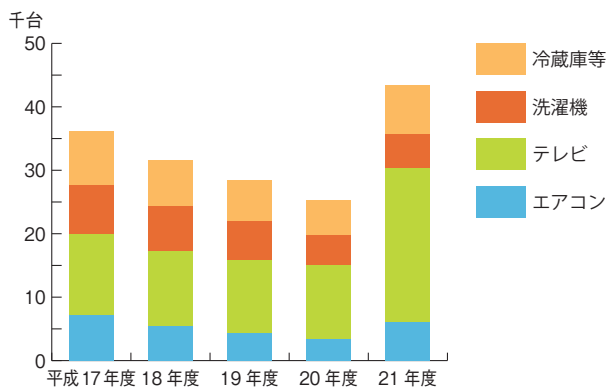
^{*}家電リサイクル法とは… 一般家庭や事業所から排出された家電製品(エアコン、テレビくブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量化し、資源の有効利用を推進するための法律

廃家電回収運搬システム兵庫方式

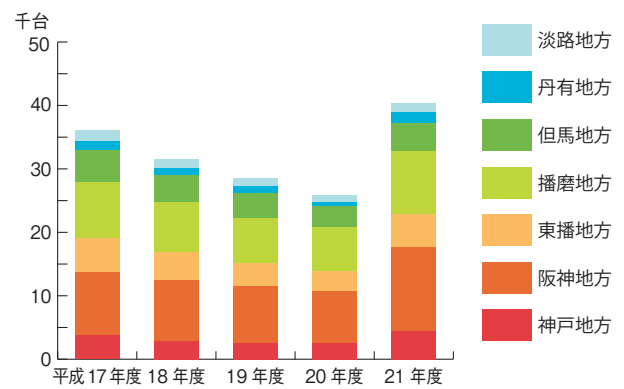


【Aグループ】 パナソニック エコテクノロジーセンター(株)
 【Bグループ】 (株)アール・ビー・エヌ

家電品目別回収台数



地方別回収実績



問い合わせ

資源循環部

神戸市中央区栄町通4-2-18 キンキビルディング内
 TEL.078 (360) 1308 FAX.078 (360) 1580